

令和7年度
実施事業予定

保育士等の皆さん！

宜野湾市内の保育施設でお仕事しませんか？



申請要件を全て満たした方へ **10万円** 給付します

交付対象となる方

令和5年4月1日以降に宜野湾市内の認可保育所（公立除く）、認定こども園（公立除く）、地域型保育事業所へ就職した常勤職員の保育士、保育教諭、幼稚園教諭、保健師、看護師及び准看護師

申請要件

下記①～⑩のすべてに該当する方が申請対象となります。

- ① 保育士資格等を持っている者であること。
- ② 令和5年4月1日以降に常勤職員の保育士等（保育士、保育教諭、幼稚園教諭、保健師、看護師及び准看護師）として採用された者であること。
- ③ 週あたりの勤務時間が40時間以上、かつ、当該保育所等を適用事業所とする社会保険の被保険者（本人）であること。（注）勤務時間数については緩和を検討しています。
- ④ 採用の日から同一の保育所等で常勤職員の保育士等として6か月以上継続して勤務している者であること。
- ⑤ 採用の日から同一の保育所等において、常勤職員の保育士等として業務に継続して1年を超えて従事する者であること。
- ⑥ 常勤職員の保育士等として採用された日より遡って1年以内に、市内外の認可保育施設（公立含む）や認可外保育施設、幼稚園や認定こども園等で保育士等として勤務していない者であること。ただし、現在勤務している保育所等で常勤職員として採用される前の試用期間（6か月以内に限る。）は対象期間に含まない。
- ⑦ 産休等を取得している保育士等の代替保育士等ではないこと。
- ⑧ 支援金の交付を受けようとする者及び世帯員に市税等の滞納がないこと。
- ⑨ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者ではないこと。
- ⑩ 過去に宜野湾市保育士等就労促進支援金の交付を受けていないこと。

詳しくは宜野湾市
ホームページを
ご確認ください



問合せ先：宜野湾市役所こども政策課 Tel：098-893-4488